

令和6年
11月1日
施行

道路交通法改正のポイント

自転車の運転における「酒気帯び運転」と、「携帯電話使用等」の罰則規定を整備

酒気帯び運転の禁止

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則を整備 (法第117条の2の2及び第117条の3の2)

違反者は、
罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金



自転車の提供者は、
罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
罰則 2年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

都道府県公安委員会規則での禁止を、自動車等と同様に道路交通法に禁止規定を設け、罰則を強化 (法第71条、第117条の4及び第118条)

携帯電話等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為

違反者は、
罰則 6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



原動機付自転車等の「運転」が明確に (法第2条)

原動機に加えペダル等を備えている原動機付自転車等をペダル等を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することを法律上明確に規定

ペダル付き原動機付自転車
(いわゆる「モペット」)は…
自転車ではなく
一般原付等です

モーターを用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルールが適用されます。



保安基準に適合しなければなりません。

公道を走行するために必要なこと

- 一般原付等を運転することのできる運転免許
- ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 乗車用ヘルメットの着用



自転車運転者講習の対象となる 危険行為に「酒気帯び運転」と 「携帯電話使用等」が追加!

(道路交通法施行令
第41条の3)

※赤枠で囲んだ13と15が本改正で追加された項目です。



「自転車運転者講習」の対象となる 自転車危険行為(16類型)

- | | | |
|--|---|---|
| 1 信号無視
法第7条
 | 2 通行禁止違反
法第8条第1項
 | 3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
法第9条
 |
| 4 通行区分違反(右側通行等)
法第17条第1項、第4項又は第6項
 | 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
法第17条の3第2項
 | 6 遮断踏切立入り
法第33条第2項
 |
| 7 交差点安全進行義務違反等
法第36条
 | 8 交差点優先車妨害
法第37条
 | 9 環状交差点安全進行義務違反等
法第37条の2
 |
| 10 指定場所一時不停止等
法第43条
 | 11 歩道通行時の通行方法違反
法第63条の4第2項
 | 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
法第63条の9第1項
 |
| 13 酒気帯び運転等
法第65条第1項

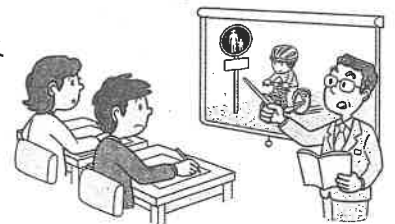
※これまで禁止行為とされている「酒酔い運転」を含む。 | 14 安全運転義務違反
法第70条

※ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。 | 15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5

※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。 |
| 16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号

※交通の危険のおそれ、著しい交通の危険 | 上記の危険行為を3年以内に2回以上検挙され又は事故を起こした自転車運転者は、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。(対象は14歳以上)
(受講命令に従わない場合：5万円以下の罰金) | |

※上記の「法」とは「道路交通法」のことです。



事故を起こせば加害者としての責任を問われることも!
万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。

自転車の基本的なルール
「自転車安全利用五則」を
確認してみましょう。▶▶▶

